平成２２年（フ）第５７４号
静岡県三島市梅名100番地の７
破産者　髙橋　文男
１　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
２　一般調査期日　平成24年２月17日午後２時
平成23年10月21日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５７９号
静岡県伊豆市本立野511番地の２
破産者　植松　　進
１　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
２　一般調査期日　平成24年２月17日午後２時
平成23年10月21日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５９３号
静岡県沼津市大岡345番地の８
破産者　橋本　義人
１　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
２　一般調査期日　平成24年２月17日午後２時
平成23年10月21日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第７４６号
広島市東区戸坂山根１丁目２番37―101号
破産者　山口　和江
１　破産債権の届出期間　平成23年11月21日まで
２　一般調査期日　平成23年12月27日午後３時
平成23年10月21日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１４号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸４丁目９番７号330東海岸101
破産者　有限会社バウワー
１　破産債権の届出期間　平成23年11月24日まで
２　一般調査期日　平成24年１月30日午前10時
平成23年10月24日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２５号
大阪府高槻市昭和台町１丁目３番12号
破産者　鹿工工芸社こと　加治屋俊郎
１　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
２　一般調査期日　平成24年１月19日午後３時30分
平成23年10月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１２号
福岡県糸島市前原駅南２丁目24番50―104号、前住所福岡県糸島市高田２丁目20番10―507号
破産者　小川　友治
１　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
２　一般調査期日　平成24年１月23日午後１時30分
平成23年10月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７４号
茨城県水戸市梅香１丁目３番30号、住民票上の住所茨城県水戸市住吉町202番地の７
破産者　大和田　進
１　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
２　一般調査期日　平成23年12月２日午前11時
平成23年10月21日　　水戸地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２３１６号
福岡市中央区大名２丁目９番35号
破産者　株式会社ビルド
異議申述期間　平成23年12月12日まで
平成23年10月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５２号
福岡市博多区諸岡３丁目27番40―703号、開始決定時の住所福岡市博多区那珂４丁目22番22―605号
破産者　武生　次弘
異議申述期間　平成23年12月19日まで
平成23年10月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８６９号
福岡市早良区百道１丁目１番33―301号
破産者　田中　公子
異議申述期間　平成23年12月20日まで
平成23年10月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５５号
宮崎県児湯郡新富町大字新田17060番地１
破産者　田村　順一
異議申述期間　平成23年12月24日まで
平成23年10月24日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０８号
宮崎県都城市高城町穂満坊44番地２
破産者　前田　哲也
異議申述期間　平成23年12月26日まで
平成23年10月24日　宮崎地方裁判所都城支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第８号
静岡市葵区流通センター16番
清算株式会社　株式会社Ｋ商店
清算人　矢田　敬弘
同　　御宿　哲也
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３０１１号
大阪市住吉区長居東４丁目11番４号
清算株式会社　株式会社エービー産業
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第３０２４号
大阪府門真市大字三ツ島10番地
清算株式会社　千代田化成株式会社
１　決定年月日　平成23年10月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第１００３号
広島市東区曙１丁目８番20号
清算株式会社　平成工業株式会社
清算人　福吉　邦弘
１　決定年月日　平成23年10月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる債権（以下「特別清算債権」という。）は、清算株式会社に対し、平成23年５月29日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権とする。
２　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定後１か月以内に、別表弁済表の各「弁済額」欄記載の各弁済額を、振込の方法で支払う（振込手数料は各協定債権者の負担とする。）。なお、特別清算債権に対する割合弁済において生じる１円未満の端数は、四捨五入で処理する。
３　各協定債権者は、前項の金員の支払いを受けたときは、弁済表の各「免除額」欄記載の各債権額及び特別清算開始決定日以降の利息、損害金につき、その債務を免除する。
４　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて各協定債権者に支払う。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別表省略）
広島地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２３年（再）第２４号
大阪市北区角田町５番５号
再生債務者　有限会社アンドゼロ
１　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年12月22日から平成24年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再）第１号
鳥取県米子市上福原673番地４、旧本店所在地鳥取県米子市彦名町1460番地４
再生債務者　株式会社フジコン
代表者代表取締役　金田　道英
１　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年３月29日から平成24年４月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部